

# 森本倫世さんの講演も

〈母子父子家庭〉

## 新入児童、中卒者激励会

母子父子家庭の小学校へ入学する児童と中学校卒業生を励まそうと、三月十五日、市役所大会議室で市と市母子家庭福祉連合会（久万留士会長）主催の「母子父子家庭新入児童中卒者激励会」が開かれました。

会場には、児童や父母、関係者ら七十五人が出席。まず、久万会



吉本助役が一人一人にプレゼントを手渡した

長が「これから苦勞もあると思いますが、お母さんお父さんとともに頑張るましよう」とあいさつ。続いて、吉本助役、下田誠男民生児童委員総務が「いろいろなことに会おうと思いますが、元氣で希望に燃えて頑張ってください」と激励しました。

そして、吉本助役から新入児童

に色鉛筆と黄色の傘、中卒者にはアルバムが一人一人に贈られると、全員が「ありがとうございます」と元氣よくお礼の言葉を述べました。

その後、第三十三回NHK青年の主張全国大会で最優秀賞を受けた森本倫世さんが「私の歩いた道」と題して、小さいころからの体験などについて講演。出席者全員が盛んな拍手を送っていました。

この品種の特性は、分けつしにくく、出た分けつの大半が穂になり穂数が多く穂の小さい品種であるというものです。

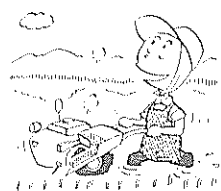
昨年と一昨年ナツヒカリの調査を南国市内の開場各六カ所を実施したところ、一穂平均着粒数は約五十粒でコシヒカリより二、三割少なく、逆に坪当たりの穂数は約二千百本でコシヒカリより六百本ぐらい多くなっていました。そして、一穂着粒数の多い人ほど、坪当たり穂数の多い人ほど収量が多くなる傾向が見られました。また、分けつの経過を調査したところ、どの品種よりも初期の分けつ数が少なく、更に遅くなって出た分けつも大半が穂になりました。

したがって、小さい穂を少しでも大きくする栽培方法つまり①穂の生まれてくる出穂の二十五日前ごろ（通常六月五日～八日ごろ）に穂肥を施すことと穂数を少しでも多くする栽培方法つまり②良い

## 普及所から②

### ナツヒカリの特性と作り方

極早、稲の良質米ナツヒカリは、近年急速に作付面積が増え、昨年は南国市で約二、三〇〇ha栽培されています。このナツヒカリは次のような品種特性がありますので、こ



の品種特性を十分に理解して栽培してください。

この品種の特性は、分けつしにくく、出た分けつの大半が穂になり穂数が多く穂の小さい品種であるというものです。

昨年と一昨年ナツヒカリの調査を南国市内の開場各六カ所を実施したところ、一穂平均着粒数は約五十粒でコシヒカリより二、三割少なく、逆に坪当たりの穂数は約二千百本でコシヒカリより六百本ぐらい多くなっていました。そして、一穂着粒数の多い人ほど、坪当たり穂数の多い人ほど収量が多くなる傾向が見られました。また、分けつの経過を調査したところ、どの品種よりも初期の分けつ数が少なく、更に遅くなって出た分けつも大半が穂になりました。

したがって、小さい穂を少しでも大きくする栽培方法つまり①穂の生まれてくる出穂の二十五日前ごろ（通常六月五日～八日ごろ）に穂肥を施すことと穂数を少しでも多くする栽培方法つまり②良い

施肥は、一般的には15—12—15で50kg/10aぐらいを元肥とし、穂肥はNK化成で15kg/10aぐらいを施します。この場合大切なことは、穂肥までに色があまり濃くなりすぎないように施肥管理することです。ただし、ナツヒカリは短穂で倒伏しにくいといっても極端な多肥栽培だけは避けてください。

【南国農業改良普及所】

## 甘藷・高系十四号

藤本茂樹（田村）

甘藷と言っても今の若い世代には、びんとこないかもしれない。ましてや高系十四号となるとますます分らないことだろう。甘藷と言ふより焼き芋のあの芋と言え、あれかと子供にもすぐ分かる。今こそ主食の米さえ自由に作れない時代である。戦時中、戦後の食糧不足は、今の若者には想像できないであろう。その当時は昔流に言えば、米は一反当たり五、六俵ぐらいが平均の収量ではなかったかと思われる。今では十俵ぐらいが平均であろう。戦中、戦後は白米の飯を銀飯と言つて、まるで宝石のごとく大切にしていたものであった。この米を腹いっぱい食べることが難しくて、他の物で腹を膨らませねばならなかった。麦は米と同等ぐらいに大切であり、これも手に入るのは大変難しかった。他の副食の王者は芋であった。これは、特別寒い地を除いては日本中どこでも容易に作ることができて、作り方も易しくカロリーも高い作物である。食糧不足は深刻で少しでも量の多い芋をと、盛んに研究されていた。

この芋の研究に携わっていた人

が明治三十八年三月二日、南国市明見に生まれた浜田有年氏である。氏は、東京農業大学専門部農学科を卒業。高知県立農事試験場に勤務され、昭和十三年に至る約十年間に主として甘藷の品種改良に従事された。そして昭和七年より「農林省委託甘藷品種育成試験」を担当されて優秀な品種、高系十四号を作られた。

高知県はこの十年ぐらい台風が来ないのでその恐ろしさを忘れかけているが、一度台風が来れば米はもちろんのこと農作物はすべて飛んでしまい悲惨な状態になっていた。芋は地中にあるので被害に遭うのはごくわずかであつて、台風銀座と言われた高知県には最も有利な作物と言える。

浜田有年氏は農林省と協議のうえ、優良な系統を選抜育成したも

のには新品種として高系番号を付けることとし、高系一号から高系十四号までを育成された。特に全

国的に広く栽培された高系二号が昭和十一年に新品種として命名され、次いで昭和十四年に高系十四号が命名発表された。戦時中に国策としてガソリンにアルコールを

## 昭和62年度から

### 市税・国保税は口座振替で納付できます

市では仕事の都合や家庭の事情などで、直接市役所や金融機関に出向いて納付することができない方や納付忘れをなくするため電気水道、電話などの公共料金と同じ

高岡郡日高村岩目地

北添清美氏

浜田有年氏に一度もお会いしたことのない私でありまして、間違つた点もあるかと思われすが、あしからず御了承のほど御願いたします。

ように口座振替制度取り扱いの申し込みを受け付けておりますので、ぜひこの制度をご利用ください。

●取扱税目は

市・県民税（普通徴収）、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

●申込期日は

現在、受け付けています。

●年度の途中でも申し込みできます。

●申し込みのあった翌月納期分から振替を開始します。

●口座振替できる預金の種類は

普通預金、当座預金または納税準備預金

●申し込みは市内の金融機関で

申込書は金融機関の窓口にあります。

●預金に使用している印鑑を持参のうえお申し込みください。お手元に納税通知書が届いてから（年度途中など）申し込みするときは、必ず納税通知書をご持参ください。

●一人の口座で他の方（家族、使

用人等）の分の振替納付できます。

●振替したい税については漏れなくお申し込みください。

●高知相互銀行、農協、四国銀行、高知相互銀行、高知信用金庫で取り扱っています。

●振替日は各納期の最終日です（日曜、祝日の場合は翌日）。

●前納の口座振替は

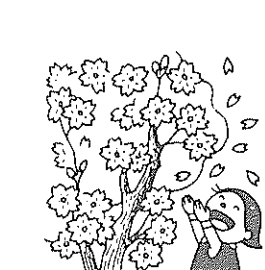
第一期の納期に年税額から前納報奨金を差し引いて振替します。

●納税通知書や領収書の送付は

納税義務者は第一期の納期に納税義務者に送付します。

●領収書に代わる振替済通知書を納税義務者に各期ごとに送付します（前納の場合は最初の納期のみ）。

●納税貯蓄組合の方も



口座振替をご利用できます。振替をした市税分も組合補助金交付の対象となります。

※お問い合わせは市役所税務課（公営211）または市内の取り扱い金融機関まで。

# 転作の推進

## 農家の協力に感謝

### 未申請者は早急に

これまでの転作は、農家の皆さんの自主的な転作でなんとか目標面積を達成してきました。ところが引き続き米の過剰傾向のなかで大幅な転作面積が配分されました。このため既に全国の市町村では定着している「集落配分、農家配分」のやむなきに至り、いろいろ議論のあるなかで初めて実施しました。

国の要綱、要領など詳しい内容が決められていないなかでお願いでしたので、転作対象水田の解凍やダブルカウント（二期作権利用での転作の延べ面積取り扱い）採用など、一部で混乱のあったことをおわびします。なお、現時点でも要綱、要領など詳しい内容が示されてなく、明確な説明のできないことをご理解ください。

農家の皆さんの連日のご苦勞ご協力に感謝しながら気づいた点をお知らせします。

### 転作の申請

未申請者は市役所へ  
転作実施計画（申請）の受付面

接を二月二十六日から三月二十五日までの一ヶ月間、市内各所で行ってきました。連絡漏れなどもあつて一部の方がまだ申請を済ませていません。すべての農家の方が申請されますようお願いいたします。なお、転作を実施しても申請されていないときは助成補助金がもらえませんので注意してください。申請は、市役所二階北側の産業経済課農政係まで、印鑑を持っておいでください。

### 飼料作物は契約書を

飼料作物の転作は、家畜を飼育している畜産農家との契約が必要で、有畜農家が自家用にすることは不要です。契約書の用紙は、農協（市農協の場合は支所）または産業経済課農政係にあります。なお「地力増進作物」としてすき込みするときは契約書はいりません。○地力増進作物とは、地力の消耗や連作障害、有機物投入の減少傾向などで地力が衰えてきており、水田の地力維持のため今年から取り入れられたものである。

作物はソルガム、トウモロコシ、エンバクなど飼料作物のほとんどが対象になる見込みです。レンゲについては作期が重複しないなどで対象にならない見通しです。原則として単年で、翌年も続けて作付けしても対象になりません。また、気をつけてほしいのは「生産性向上加算」の対象にならないことです。一般作物としての基本額はもらえますが、加算金はもらえません。

### 転作の対象水田とは

国の大綱では、昭和五十七年度から六十年年度までのいずれかの年度に水稲の作付けが行われた水田についても新たな対象水田になることが示されました。ところが、その後の説明で「稲などの永年性作物を植えた後、引き抜いたもの」「水田養魚池を壊して水田に復旧したもの」などは対象にならないことが明らかになりました。県からの通知（二月二十八日付）では「昭和四十四年度に水稲が作付けられた水田が基本的要件である。新規開田でないこと、三年以上連続して不作付地でないことな

どが対象水田に該当するかどうかの判定の基礎である」とされました。

既に「対象水田等申請書」を出されている方は、以上により判定させていただきますのでご理解ください。

### 二期作権利用

#### 通年転作は延べ面積

今回から二期作権利用について一期作及び二期作を通じて転作したとき、延べ面積としてダブルカウントされることになりました。これまでは二期作の権利のある水田について、例えば一〇ヘの水田を一期作も二期作も連続して転作しても一〇ヘの面積とされ不都合でしたが、今回から二〇ヘとするよう改正されました。

### 助成金の単価

助成金の単価は「一般作物については全国平均で一〇〇当たり二万円」などお知らせしてきました。このほど「基準取引量に応じた助成補助金の基本額単価」が国から示されました。正式の決定は遅れていますが変更はないと思われます。（別表I参照）

この単価表を基にして南国市内の各地区及び作期ごとの単価が決められます。これは一筆ごとの過去七年の平均取引量を出して計算するなど、最終的には国の決定になりますので時期はまだ先になります。

ちなみに水田利用再編対策のときの「南国市の中央地区」の基準取引量は、一期作一四四五坪、普通作一四三二坪、二期作一三二二坪

註、一期作と二期作を転作の場合

六六八坪でした。

別表Iに当てはめると、六六八坪のときは永年性作物で三万四千坪、一般作物で二万九千坪、特例作物で一萬坪となります。目安として参考してください。

### 作物の変更届も

転作の申請（実施計画）をした後で作物の変更などをする方は、五月九日（日）までにあなたの地区の農協（市農協の場合は各支所）を通じて「変更届」を出してください。

変更届の用紙は、各農協（市農協は各支所）または産業経済課農政係にあります。

政係にあります。

### 推進、確認員

転作等の推進員、現地確認協力員は、農協の推薦のもとに市長と各農協組合長名で委嘱をお願いしますのでご承諾をお願いします。これまでの推進員、確認協力員は二百五十六人でしたが、推進業務が重要になってきましたので農協の運営委員会を中心とした推進員と現地確認協力員で約六百人になる見込みです。

### 目標面積の達成を

転作の推進については、農協をはじめ運営委員、推進員さんらの

別表I 基本額の単価表（中心465\*。）

| 助成水田の10%当<br>たりの基本取引量<br>の区分<br>（ヘ） | 転作等の区分および当該区分ご<br>との10%当たりの基本額（千円） |            |            |
|-------------------------------------|------------------------------------|------------|------------|
|                                     | 永年性作物<br>など                        | 一般作物<br>など | 特例作物<br>など |
| 707以上                               | 36                                 | 31         | 11         |
| 684 " ~706以下                        | 35                                 | 30         | 10         |
| 661 " ~683 "                        | 34                                 | 29         | 10         |
| 638 " ~660 "                        | 33                                 | 28         | 10         |
| 615 " ~637 "                        | 32                                 | 27         | 9          |
| 592 " ~614 "                        | 31                                 | 26         | 9          |
| 569 " ~591 "                        | 30                                 | 25         | 9          |
| 546 " ~568 "                        | 29                                 | 24         | 8          |
| 523 " ~545 "                        | 28                                 | 23         | 8          |
| 500 " ~522 "                        | 27                                 | 22         | 8          |
| 477 " ~499 "                        | 26                                 | 21         | 7          |
| 454 " ~476 "                        | 25                                 | 20         | 7          |
| 431 " ~453 "                        | 24                                 | 19         | 7          |
| 408 " ~430 "                        | 23                                 | 18         | 6          |
| 385 " ~407 "                        | 22                                 | 17         | 6          |
| 362 " ~384 "                        | 21                                 | 16         | 5          |
| 339 " ~361 "                        | 20                                 | 15         | 5          |
| 316 " ~338 "                        | 19                                 | 14         | 5          |
| 293 " ~315 "                        | 18                                 | 13         | 4          |
| 270 " ~292 "                        | 17                                 | 12         | 4          |
| 247 " ~269 "                        | 16                                 | 11         | 4          |
| 224 " ~246 "                        | 15                                 | 10         | 4          |
| 223以下                               | 14                                 | 9          | 3          |

## 高知県議会議員選挙

投票日...4月12日(日)

### ◎不在者投票

不在者投票は、告示日の4月3日から投票日の前日の4月11日まで、市役所4階の選挙管理委員会事務局でできます。時間は平日、土曜、日曜を問わず、午前8時30分から午後5時まで。

### ◎郵便投票証明書の有効期限

郵便投票証明書の有効期限は、交付の日から4箇年とされています。有効期限が満了する郵便投票証明書を持する方は、請求書（市選管にあり）に身体障害者手帳又は、戦傷病者手帳等を添えて請求

## 確定申告が間違っていたとき

「更正の請求」をして正しい税額に訂正することができます。更正の請求ができる期間は、申告期限から一年以内です。○税額を少なく申告していたとき「修正申告」をして正しい税額に修正してください。修正申告は、税務署からの更正処分にかかわらずいつでもできますが、なるべく早く申告をされるようお勧めします。

### ○確定申告を忘れていたとき

直ちに確定申告をしてください。※更正の請求、修正申告、期限後申告の手続きなどについて、分からないことがありましたら南国税務署所得税担当（☎3215）にご相談ください。

をすることがあります。郵便事情等により日数を要しますのでなるべく早く請求してください。【選挙管理委員会】

(10)

国民健康保険法が六十二年一月から改正になりました。この改正により国保税を滞納されている世帯は、被保険者証（保険証）の交付が受けられなかったり保険証を返したりすることになります。そうすると、病院や診療所などの窓口で、いったん「全額現金払い」をしなければなりません。

なぜ法律が改められたのか、その理由は次の①②からです。

①国保被保険者の負担の公平

②他の保険制度加入者との負担の公平

国保法改正と同時に改正された

が決まる

農業委員会では、農地の標準・参考小作料について検討していましたが、このほど下表のとおり決まりました。作物、立地条件などを考え合わせ、標準・参考小作料を参考にして貸主、借主の双方が十分に話し合つて決めてください。

なお、適用期間は、昭和六十二年四月一日から同六十五年三月三十一日までの三年間です。

【参考】残存小作地以外の農地の賃貸借についても、この小作料を参考にしてください。

【農業委員会】



| 参考小作料 |             | 標準小作料 |        | 農地の区分             | 主な作物          | 小作料             |
|-------|-------------|-------|--------|-------------------|---------------|-----------------|
| 畑     | 田           | 畑     | 田      |                   |               |                 |
| 海岸地域  | 〃<br>(施設園芸) | 平田地域  | その他の地域 | 下田(準山間地) 〃 三九〇(忌) | 中田 〃 〃 四四〇(忌) | 上田(米平年収量四八〇(忌)) |
| 一般野菜  | ピーマン        | たばこ   | 一般野菜   | 〃                 | 〃             | 水稲              |
| 二万円   | 七万円         | 六万円   | 一万円    | 七万円               | 二万円           | 二万五千円           |
|       |             |       |        |                   |               | 二万八千円           |

（納税通知書は領収書兼納税証明書となりますので、納税後は大切に保管し、車検の際に使用してください。）

## 連絡員さんへ

広報紙などの配布、いつもご苦  
勞さまです。

今月は、なにかと慌ただしく異  
動の多い時期ですが、連絡員さん  
の交替するときや部数に増減など  
ありましたら、電話で結構ですの  
ですぐに連絡してください。

月に二回の配布は、なかなかめ  
んどですが、広報の小包がご家  
庭に届きましたら、早い配布をお  
願います。

# 中央公民館の教室・サークル

いっしょに楽しませんか

受講希望者は、希望教室（サークル）住所、氏名、年齢、電話番号を明記のうえ、市立中央公民館（大埔甲二二五）へ直接またはハガキで申し込んでください。

詳しいことは、市立中央公民館（☎3498）まで、場所指定のないものは、いずれも市立中央公民館です。

墨  
繪

日時・第1、第3水曜日  
午後1時半～3時半  
講師・西本倍崇氏  
開講日・4月15日

筆、大巾、墨、硯、筆洗、繪  
紙、古新聞紙、筆拭布、文鎮、  
畫仙紙等持參。

民謡

日時・第1、第2、第3金曜日  
午後7時～9時  
講師・西山彰一氏  
開講日・4月3日

《陶芸》  
日時・毎週木曜日  
午後7時～9時  
講師・潮田文明氏  
開講日・4月9日

サークル

《茶道（裏千）》  
日時・第1、第3水曜日  
午後6時～9時

《茶道（裏千家）》

講師・松本末巳氏  
場所・後免町公民館  
《喜多流謡曲》

《喜多流謡曲》

午後7時—9時  
教士・野村幸太郎氏  
会費・一ヵ月三千円

ヨ  
！  
ガ

日時・毎週月曜日  
午後7時～9時  
講師・安岡芳徳氏

老人保健法で老人医療費を負担する保険者拠出金は、サラリーマンなどの加入している被用者保険が前よりはるかに多く拠出するようになり、その分、国保の拠出割合が少し軽減されることになりました。被用者保険には保険料滞納がほとんどありません。国保加入者と被用者保険加入者の間でも、負担の公平が必要です。

例えば滞納世帯については、災害など法律で定められた特別の事情がない限り、場合によっては保険証の交付や医療給付の面でいろいろな制約を受けることになりました。保険証の交付を受けられない場合は「被保険者資格証明書」で病院や診療所などの窓口で、いったん「全額現金払い」をしなければなりません。正しい納税でこのようなことにならないようご注意ください。

どうしても完納できない場合は「納税計画書」を提出していただきます。納税計画に従って納税が誠意をもって履行されなければ、保険証は発行されないこともありますので、世帯主がこれに代わって人が印鑑を持参のうえ正しい納税計画書の申告をお願いします。

四月一日から被保険者証が新しくなりました。三月二十八日に郵送しましたが、届かない世帯は国保係までご連絡ください。なお、国保証の滞納世帯については、被保険者証を預かっている場合がありますので、印鑑を持参のうえ、係まで面接におこしてください。

国保係へのお問い合わせは（☎ 2111 内線135）まで。

【国民健康保険係】

連絡員さんへ

広報紙などの配布、いつもご苦  
 さいです。  
 今月は、なにかと慌ただしく異  
 の多い時期ですが、連絡員さん  
 交番するときや部数に増減など  
 ありましたら、電話で結構ですの  
 すぐに連絡してください。  
 月に一回の配布は、なかなかめ  
 んどうですが、広報の小包がご家  
 に届きましたら、早い配布をお  
 います。

連絡先・総務課総務係  
 ☎21111 内線422

募集  
コープス会員

日時・第1、第3水曜日  
午後7時～9時

教授・池本豊子氏（真生流）  
会費・一カ月三千元

※昼間の部、夜間の部とも材料代は別に必要です。

花器は各自持参してください。

《洋画》

洋面

日時・第1、第3水曜日  
午後7時～9時

講師・寺尾孝志氏  
会費・年一回、一回(六カ月分)  
三千円  
場所・大篠公民館

中央公民館の女声コーラスサークルでは、四月からの会員を募集しています。

○練習場所・大森公民館

○練習時間  
毎週木曜日、午後7時～9時  
毎週土曜日、午前10時～12時

※原則として週一回ですが、都合の悪い方はどちらでも結構です。

○講師・西本佳奈子先生（土佐女子校教師）

○会費・月額五百円

○年齢・不問

○世話人・平井慶子さん（☎⑥①②⑧⑥）

詳細は市立中央公民館（☎⑥①③④⑨⑧）まで。

大正6年3月生まれの方

老人医療受給手続きを

大正六年三月生まれの方は、今月から「老人医療受給資格」ができました。また、六十五歳以上で身体障害者手帳の一級から三級まで、言語障害及び下肢（一部）障害の場合には四級まで、と同程度の障害の認定を受けた方は老人医療の該当となります。

障害年金証書、身体障害者手帳など障害の程度を証明するものと医療保険証、印鑑を持つて、保健課給付係で手続きを行ってください。